

生駒市上水道施設整備協力金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱（昭和62年11月生駒市告示第144号）第15条第2項の規定に基づき上水道施設整備協力金（以下「協力金」という。）の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、上水道の供給を受ける開発事業者で0.05ヘクタール以上の開発行為並びに集合住宅等の建築行為で計画給水日量が26立方メートルを超える場合に適用する。

(計画給水日量の算定)

第3条 計画給水日量の算定は、別表に定める計画給水日量の算定基準によるものとする。

(協力金)

第4条 第2条の規定に該当する者は、協力金として計画給水日量が26立方メートルを超える水量1立方メートルにつき142,500円を乗じて得た額を管理者の指定する期日までに納付するものとする。

2 前項の協力金について、管理者が公共公益上等総合的に判断し、特に必要と認める場合は、その一部又は全部の納付を求めないことがある。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が決定する。

附 則

- 1 この要領は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 生駒市上水道施設負担金取扱要領（昭和50年10月生駒市水道事業告示第3号。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の日前において、旧要領の規定により協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

計画給水日量の算定基準

用途別		基準給水日量	計画給水日量	備考
1. 一般住宅	(1) 一戸建住宅	0.5 m ³ /人	戸数×3.5人×0.5 m ³	一戸当たり3.5人で算定する
	(2) 集合住宅	0.5 m ³ /人	戸数×住戸占有面積別人数×0.5 m ³	一戸当たりの住戸占有面積 60 m ² 以上 3.5人 41 m ² ～59 m ² まで 2.5人 21 m ² ～40 m ² まで 1.5人 20 m ² 以下 1.0人
2.事務所又は店舗等		0.05 m ³ /m ²	延床面積×0.05 m ³	延床面積は、水を使用する部分のみの床面積とする
3.混合建築物		上記1.2の用途別基準給水日量	上記1.2の用途別計画給水日量の合計水量	一般住宅以外の延床面積は、水を使用する部分のみの床面積とする
4.改築の場合の特例		上記1.2.3の用途別基準給水日量	上記1.2.3の用途別計画給水日量の合計水量と既存給水日量（上記1.2.3により算定）との差水量	
5.その他		管理者が決定する		